

一般社団法人仙台北青色申告会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人仙台北青色申告会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、宮城県仙台市青葉区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、全青色申告者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚に寄与し、併せて、事業経営の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 青色申告制度普及に資する各種の事業。
- 二 納税意識の向上と税務知識の普及に資する各種の事業。
- 三 税制及び税務に関する調査研究並びに意見の建議。
- 四 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催。
- 五 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施。
- 六 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布。
- 七 その他、前条の目的を達するために必要な事業。

第3章 会員

(会員の種別及び資格)

第5条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- 一 正会員 本会の目的に賛同して入会した者。
- 二 準会員 正会員以外の個人、法人及びその他の団体で、本会の事業を賛助するために入会した者。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により入会することができる。

- 2 入会は社員総会に於いて定める入会規程に定める基準により、会長が承認するものとする。
- 3 会長は、前項による入会者があったときは、直近の理事会に報告しなければならない。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び社員総会の決議に従う義務を負う。

(会費)

第8条 正会員及び準会員は、社員総会の議決を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入するものとする。

2 誤納の場合を除き、既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡又は解散したとき。
- 三 二年以上会費等を滞納したとき。
- 四 除名されたとき。
- 五 総正会員が同意したとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の定款又は規則に違反したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条から第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第13条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催及び招集)

第15条 定時社員総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- 一 理事会において開催の決議があったとき。
- 二 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集の手続)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(社員総会における書面議決等)

第17条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合、議決権の行使を委任した正会員は出席したものとみなす。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項を決議する。

- 一 入会の基準並びに会費及び入会金の金額。
- 二 会員の除名。
- 三 役員を選任及び解任。
- 四 役員の報酬の額又はその規定。
- 五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びに事業報告の承認。
- 六 定款の変更。
- 七 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け。
- 八 解散。
- 九 合併並びに事業の全部若しくは事業の重要な一部の譲渡。
- 十 理事会において社員総会に付議した事項。
- 十一 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から、その社員総会において選出された議事録署名人名2名以上が前項の議事録に署名捺印する。
- 3 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所へ備え置かなければならない。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決

議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員

(機関の設置)

第24条 本会は、理事会及び監事を置く。

(役員の数等)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 9名以上 25名以内。
- 二 監事 4名以内。
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、5名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち3名以内を専務理事、10名以内を常務理事とすることができる。
- 4 副会長・専務理事・常務理事をもって、業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員から選任する。但し、部会より理事を選出する場合、正会員以外の者から選任することが出来る。

- 2 会長、副会長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として国会から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は社員総会の決議を経て会長が別に定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引。
 - 二 自己又は第三者のためにする本会との取引。
 - 三 本会がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 本会は、役員の一一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 顧問、相談役及び参与

(顧問、相談役及び参与)

第34条 本会に、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- 四 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- 五 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(理事会の議事等)

第38条 理事会は、全理事の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 理事会の議事は出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

第39条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定。
- 二 規則の制定、変更及び廃止に関する事項。
- 三 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定。
- 四 理事の職務の執行の監督。
- 五 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職。
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 二 納税意識の向上と税務知識の普及に資する各種の事業。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け。
 - 二 多額の借財。
 - 三 重要な使用人の選任及び解任。
 - 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備。
- 六 第33条の責任の一部免除。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事の中から選出された議事録署名人1名、並びに監事は、前項の議事録に署名捺印する。
- 3 議事録は、理事会の日から10年間主たる事業所へ備え置かなければならない。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 資産及び会計

(財産の種類別)

第45条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、財産目録記載の財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(財産の管理・運用)

第46条 本会の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規定によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第47条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には社員総会の決議を経なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(暫定予算)

第49条 やむを得ない理由により、事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告。
- 二 事業報告の附属明細書。
- 三 公益目的支出計画実施報告書。
- 四 貸借対照表。
- 五 損益計算書(正味財産増減計算書)。
- 六 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書。
- 七 財産目録。

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第4号、第5号及び第7号の書類については、定時社員総

会へ提出し、第1号の書類はその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告。
- 二 会計監査報告。
- 三 公益目的支出計画実施報告書。
- 四 理事及び監事の名簿。
- 五 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類。

(長期借入金及び重要な財産の処分)

第51条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済する短期借入金を除き、社員総会において、3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款を変更しようとするときは、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

(解散)

第54条 本会は、社員総会において、正会員総数の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第55条 本会が清算する場合において、有する残余財産は、社員総会において会員総数の3分の2以上の決議をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 委員会及び部会

(委員会)

第56条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設置することができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推薦により、会員(会員が法人その他の団体である場合は、その代表者又はその役員)のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

(部会)

第57条 第4条に定める事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会長は、部会の推薦により、会員(会員が法人その他の団体である場合は、その代表者又は役員)のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

(規則の制定)

第58条 委員会、及び部会の組織並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長がこれを別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

- 第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第12章 基金

(基金の拠出)

第60条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

(基金の募集等)

第61条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第62条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第63条 基金の返還は、社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第64条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第13章 情報公開及び個人情報情報の保護

(公告)

第65条 本会の公告は、主たる事務所の公衆が見やすい場所に掲示する方法により行う。

(情報公開)

- 第66条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第67条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 附則等

(細則)

第68条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第69条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本会の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は 野口 昌志 とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. 平成30年5月24日 一部改正